

# 碑記の撰述から見た宋元交替期の慶元における士大夫

森 田 憲 司

## はじめに

中国近世の士大夫は、いくつもの面を持った存在であり、科挙に合格し、あるいはその他のルートで官僚となつて、官僚機構の中に身を置くだけがその姿ではないことは、すでに繰り返し論じられてきた。とくに地域社会における士大夫の姿については、劉子健氏の「劉宰小論」(梅原郁訳、『東洋史研究』三七卷一号 一九七四)をはじめ、いくつもの研究があるし、考察の手掛かりとして、ロバート・ハイムズ氏の「ローカルエリート」という概念が役立てられる場合もある。<sup>1)</sup> ここでは、科挙官僚としての側面だけではなく、在地、とくに郷里において、学校、水利、寺院、祠廟などの公的な施設の建設・管理、慈善行為や救済活動の指導者としての彼らの活動への注目がなされている。しか

し、従来の「地域における士大夫」という視点には、文人としての営みという角度が欠落しているように思われる。具体的には、地方官庁に地域社会を代表して文章を提出すること、公私の碑記の文を撰述することなどの活動についての着目である。旧中国の地域社会において、「書く」という営みは、士大夫にとってはその人物が官に在るかどうかに関わらず、不可欠な社会的な行為であった。

これまでも筆者は、石刻資料をてがかりとして、「文章を書く人」としての士大夫について考えてきた。<sup>2)</sup> それは、公私の文章を「書く」という行為が、士大夫が士大夫であるための要件の一つの実現である以上、それを通じて、彼らが彼らを取り巻く世界とどう関わってきたのかを考えることができるのではないかとこの発想からである。

この論文では、碑刻の文章のジャンルの一つである「記」、

とくに官衙や学校といった公的な建造物の新造、重修の際に書かれる「記」を主な材料とする。木造である中国の建築物は、戦争や火災の災厄を受けずとも、何十年かに一度は改修の必要が発生する。こうした「重修」に際しては、それがあつた程度の規模のものであれば、記文が書かれ、石に刻されるのが普通である。新築の場合は言うまでもない。さらに、廊廡や亭楼などの個別の施設についても、新築や増改修が行なわれれば、それに際しての記文が書かれることもあつた。こうした公的な建造物についての記文の撰述は、撰者の文人としての個人的行為という範囲を越えて、公的な性格を持つてゐる。それゆゑに、地方における公的建造物の記文の撰者やその内容について検討を加えることは、その地域における地方官衙と知識人との関係や、知識人社会の状況を見ていく上で有用であると考へる。この論文では、公共建造物の碑記の撰述という行為を通じて、元朝支配下の江南士大夫の政権との関わり方について考察するとともに、撰者と地域との関わりについても触れようと思つた。検討の対象とするのは、王應麟を中心とした宋元交替期の慶元路、すなわち現在の寧波である。なお、元代の慶元路は、江浙行省に属し、鄞県、奉化州、昌国州、慈溪県、定

海県、象山県によって構成されていた。

## ア 至元―大徳の慶元の碑記

まず最初に、次に掲げた至元から大徳までの約三十年間の慶元における公的建造物の碑記のリストを見ていただきたい。時期を大徳までに限つたのは、大徳一〇年（一三〇六）の「鄞県治興造記」の撰者袁桷は、咸淳二年（一二六六）の生まれで、臨安陥落の時にはまだ十歳であり、元朝に育つた世代の時代になつたと考へるべきであるからである。なお、石刻史料を論ずる場合には、撰者だけではなく、書丹や題額の担当者についても考へる必要があるが、以下の碑記のほとんどは、地志もしくは文集所収の史料なので、この点についての記事はない。<sup>3)</sup>

至元―大徳慶元碑記リスト

奉化社稷壇記（至元二七） 王應麟 『四明文献集』

卷一

濟南陳公修東津橋記（至元二八） 王應麟 『深寧先

生文鈔披餘編』卷一、『敬止録』卷一〇、『成化寧波

郡志」卷四

慶元路重建儒学記（至元二九） 王應麟 『両浙金石

志』卷一四、『延祐四明志』卷一三

慶元路建医学記（至元二九） 王應麟 『延祐四明志』

卷一四、『四明文獻考』

奉化重修県治記（至元二九） 王應麟 『延祐四明志』

卷八

奉化県学記（至元二九） 陳著 『本堂集』卷四九

奉化県学參前亭記（至元二九） 陳著 『本堂集』卷

四九

奉化県学彝訓堂記（至元二九） 陳著 『本堂集』卷

四九

奉化県学仁寿殿記（至元二九） 戴表元 『剡源集』

卷一<sup>3</sup>

重修（鄞県）学記（至元三〇） 王應麟 『延祐四明

志』卷一三

義田莊先賢祠記（至元三〇） 王應麟 『延祐四明志』

卷一四

九先生祠堂記（元貞二） 王應麟 『延祐四明志』卷

一三

奉化陞州記（大徳元） 陳著 『延祐四明志』卷八、

『本堂集』卷五一

新修奉化学記（大徳三） 任士林 『松郷集』卷一

奉化州学興築記（大徳五） 戴表元 『剡源集』卷一

鄞県県治興造記（大徳一〇） 袁桷 『清容居士集』

卷一八<sup>3</sup>

このリストを見れば分かるように、この時期の慶元における公的な建造物の碑記の撰者として名を残すのは、王應麟、陳著、戴表元、それに任士林であり、王、陳は鄞県、戴、任は奉化の人である<sup>3</sup>。これらの南宋滅亡直後の碑記の撰者達は、言うまでもなく宋代にすでに文名があった人々であった。このうち、戴表元は大徳六年に信州路学の教授に任ぜられており、任士林は上虞県教授などに就き、いずれも元朝に仕えている。これに対し、前の王、陳の二人は、宋朝に殉じて世間とは交わらず、元朝とは関係を持たなかった人物としてのイメージが定着している。南宋滅亡後の江南におけるモンゴル政権と士大夫との関係は、古くから元朝史研究者の関心の対象の一つであったが、村上哲見氏は、「武臣と遺民―宋末元初江南文人の亡国体験―」（『東北大

学文学部研究年報』四三号 一九九四、後『中国文人論』所収)において、『四庫全書総目提要』やそれを継承した京都大学人文科学研究所の漢籍分類目録での集部別集類における各文集の撰者の断代に見られる、江南士大夫の新政权に対する身の処し方への後世の道学的評価と当時の現実との差異について指摘された。<sup>7)</sup>ここでも、碑記の撰述という行為を通して見た場合に彼らと元朝との関係はどう考えられるかを検討するところからはじめたい。

## イ 王應麟

まず王應麟を取り上げる。王應麟には、『玉海』や『困学記聞』などの多くの著作があり、彼の中国学術史上における地位については、内藤湖南の『支那史学史』をはじめとして多くの人がすでに論及している。しかし、この論文では南宋の嘉定一六年(一二二二)に生まれ、元朝の元貞二年(一二九六)に死んだ彼を、南宋末から元朝にかけて生きた江南文人の在り方の一つの例として、碑記の撰述から見てみたい。

例えば、黄宗羲の『宋元学案』(巻八五深寧学案)が、

「入元不出」と書き、康熙年間の人である萬斯同が編んだ『宋季忠義錄』(巻一〇)が、彼の伝に「宋の亡ぶるや、山中に隱居すること二十余載、自ら深寧老人と号し、日に著述を事とし、其の紀年は但だ甲子を書すのみ、以て元に臣せざるを示す<sup>8)</sup>」と書くように、後世の評伝における彼についてのイメージは、南宋滅亡後は世間との交わりを断ち、学問に専念して多くの著述を生み出した、というものであった。たしかに、王應麟の弟子である袁桷が書いた玉呂伯里伯行の神道碑(『清容居士集』巻二六「資善大夫資国院使贈資政大夫江浙等处行中書省左丞上護軍順義郡公諡貞惠玉呂伯里公神道碑銘」)には、「慶元、故の宋の公相の家多し、時に翰林学士王公応麟は門を閉じて客を納れず」とあり、旧南宋の人士を含めて交際を絶つたと書かれている。しかし、この文章は、「公(伯行)は首めて尊礼開説し、学ぶ者をして之れに師事せしむ<sup>9)</sup>」と続き、伯行によって王應麟が外の世界と関わるようになったことを述べたものであり、慶元路の治中であつた伯行と接触を持つようになった王應麟は、伯行の上司で浙東海右道肅政廉訪副使の陳祥の依頼によって、慶元路や郵県のための碑記を書くようになる。

清人の編んだ王應麟の年譜に拠って、もう一度確認する

と、至元一三年（一二七六）の臨安陥落以後、彼には碑記の撰述がなく、『通鑑地理通釈』や『漢制攷』などの著述がおこなわれているのみであったのが、至元二十年代後半に入ると、碑記の撰述を始める。上で示した碑記のリストで、王應麟の遺文を見ていくと、二十七年（一二九〇）の「奉化県社稷壇記」を最初として、それ以後、県治をはじめめ路や県の学といった、公的な性格を持つ建造物への記文を執筆していることが分かる<sup>11</sup>。県治は元朝政権の地方支配の中心であり、州県学は元朝の漢人支配の制度において大きな公的役割りを担わされていた<sup>12</sup>。橋も公共の事業であることに変わりはなく、「東津橋記」には、東門の外にあった浮橋の東津橋が傷み、人命の被害も出ることを知った陳祥が橋の再建を決めたことが書かれている<sup>13</sup>。

公的建造物の碑記への執筆が、建造の主体である地方官衙と無関係に依頼されるはずはないから、官途には就かなかったとはいっても、王應麟が元朝との関係を全く断絶していたとは言えず、少なくとも至元二十年代の後半には、彼と元朝地方官庁との関係が復活していたと考えるべきである。「元朝に背を向け、杜門講学する文人」としてのイメージは、修正されねばならない。

こうしたことは、王應麟への撰文の依頼のされ方からも見ることが出来る。依頼者として、慶元路の場合、「医学記」は肅政廉訪副使陳祥の、「路学記」は教授蘇焱の、「郵県学記」の場合は教諭の呉心西の名を、それぞれの記文から読み取ることが出来る。また、奉化については、「社稷壇記」では「是に於て耆老賤民、應麟に属して記を為り、以て識さしむ」とあり、「県治記」の場合では、執筆を依頼する県尹丁済の書簡が引用されている。すなわち、多くは建造に関わった地方官からの依頼という形をとっている。陳祥は済南の人で、至元二八年に浙東海右道肅政廉訪副使分治慶元に着任したが、この記文に書かれている以外には、さきほど引用した玉呂伯里伯行の神道碑に見えるだけである<sup>14</sup>。また、奉化県尹の丁済は、高郵の人で、至元二六年に赴任し、名地方官として知られたようである<sup>15</sup>。

肅政廉訪副使や県尹といった元朝の地方官からの依頼によって、公的建造物への記文を執筆したというだけでも、王應麟が元朝現地権力とは無縁であったということを否定する材料としては充分であろうが、別の角度からこの点を確認してみると、王應麟の記文のうち、ただ一つ石刻資料が残っている、「慶元路重建儒学記」において、『両浙金石

志』卷一四の録文によれば、「中議大夫浙東道宣慰副使李恩衍書」、「正議大夫浙東海右道肅政廉訪使王宏篆蓋」と、この石刻の書丹も篆額も、元朝の現職地方官が担当している。このような経緯を持つ碑記の執筆者が、元朝と断絶關係にあったとはとても言えない。また、年号についても、文末の日付は「是歲冬十月己亥記」となっているものの、文中には至元の年号が用いられており、前に引用した『宋季忠義録』の言うように、「其の紀年は但だ甲子を書すのみ、以て元に臣せざるを示す」という形にはなっていない。王應麟が碑記の執筆をするようになった至元二十七年（一二九〇）から元貞二年（一二九六）の死までは七年間で、彼が公的施設への記文を撰述した年数は短い。しかし、現在知ることのできるその期間の慶元における公的建造物の記文は、奉化については、他に陳著と戴表元が撰したものはあるものの、王應麟の撰述が目立って多く、とくに路と郵県に関しては、彼の碑記しか残っていない。これは、この時期の慶元における、彼の知的指導者としての立場と無関係ではないであろう。上で引用したように、奉化の「社稷壇記」で、「耆老峻民」、すなわち地域の有力者が彼に執筆を依頼したと書かれていることを考えてみるならば、新

県尹丁濟は赴任して日が浅く、しかるべき執筆者の選択が、彼らに任された時に、王應麟の名前が出たのは、こうした場合に文章を頼むべき人は彼であるという共通の地域社会の認識があったことの結果ではないだろうか。政治と学問が不可分であったこの時代において、士人の持つ知的能力は、彼個人のものであると同時に、「公」のものでもあった。

## ウ 陳著と舒岳祥

次に、この時期の慶元において記文を残したもう一人の人物である、陳著の場合についても見てみたい。やはり慶元郵県の人で、文天祥と同じ宝祐四年（一二五六）の進士、知嘉興府に至ったが、賈似道に対立して左遷されている。陳著は、四庫全書をはじめとして、一般には宋人として扱われているが、死んだのは大徳元年（一二九七）で、王應麟よりもさらに後である。

陳著については、陳旅の『安雅堂集』卷六「歴代紀統序」に、「宋の亡ぶや、句章の山中に隠居し、世と接せず。歎きて曰わく、吾れ復た為す可き者有ること無し、子を教ゆ

るは猶お吾が職なり」と<sup>19</sup>と、彼が宋朝滅亡後、外界と関わらなかつたように書かれている。しかし、上のリストでも分かるように、まず至元二十九年（一二九二）に行なわれた奉化県学の重修にあたって記文を書いている。この事業を行なったのは、王應麟の「社稷壇記」と同じく県尹の丁済である。さらに、元貞元年（一二九五）の奉化県の州への昇格に当たっては、それを記念した「新升奉化州記」の撰文を、ダルガチ、知州以下から依頼されている。彼の文集『本堂集』所収の記文によれば、翌一年の正月に、州の官衙へ、彼が「学宮の諸生」とともに賀した際に依頼されたのだという<sup>20</sup>。

こうした行動から考えると、陳著の場合も世間との交わりを断っていたというような状態ではとてもなく、元朝地方官庁との関係は王應麟よりも具体的である。ちなみに、彼はダルガチや治中の「徳政記」も書いている<sup>21</sup>。また、記文に関しては、『延祐四明志』所収の記文の文末は「大徳元年六月日前太学博士陳著記」と結ばれており、文中にも至元や元貞といった年号が用いられている。さらに、彼の弟の陳観についても触れておきたい。陳観は、南宋の嘉熙二年（一二三八）の生まれ、咸淳の進士で、元には仕えず、

「晩年は府城に足を入れなかつた」とも書かれている人であるが、皇慶二年（一二三三）の奉化州治の重建にあたって書いた、「奉化州重建公宇記」が『延祐四明志』巻八に収められている。その文中には、「邦人、公の徳を頌し、公の績を紀さんと欲す、儒者を舎きて、其れ誰か与からんや、余、辞するを獲ず」とあり、州治建設にあつたダルガチ赤城八刺の徳を称える地域の人々に撰述を依頼されたことが書かれている。年記はないが、文中には皇慶の年号が用いられている<sup>22</sup>。

宋元交代期の慶元から、さらにもう一例取り上げたい。それは、舒岳祥の場合である。彼はもともと台州寧海県の人で、陳著と同じく宝祐四年の進士である。宋代から文名が高かつたが、宋朝が滅びてからは、奉化に居住し、著述に専念したという<sup>23</sup>。大徳二年に八十歳で死んでいる。現存する彼の文集『閩風集』（文淵閣本四庫全書）は、『永楽大典』からの輯佚本で、詩が中心で記文は少ないが、郷里の県学のための「寧海県学記」が残されている（巻一一）。それを見ると、「凡そ、学に籍を有する者は、皆徭役を免がるを得、士に科挙の累無く、務めて学の実を問う。郡ごとに歳に一士を貢するは、郷学里選の意に庶幾からん、

天下の士の幸いなり」と、科擧の停止で評判の悪いはずの元朝の士大夫政策が、ここでは称えられている。

これらの事例は、御祝儀の文章における、いわば決まり文句に過ぎない。しかし、そのような文章の執筆を引き受け、定型句を書いたことの意味を考える必要がある。この章で取り上げた慶元の碑記の撰者達は、南宋の滅亡後、いづれも自分の出身地、あるいはその近地に住して、元朝の官職には就かず、文筆生活を送った人々である。しかし、以上で見てきたようにその文筆活動は、けっして新しい支配者である元朝と絶縁して自己の文人としての私的な世界に閉じこもったという性格のものではなく、元朝の地方官衙との交渉が存在したことが、彼らの碑記撰述の経緯に見出だすことができるのである。繰り返すが、官職を受けなかったということが、即ち元朝とは断絶していたということにはならないのである。

この論文でことさら身の処し方といったような問題を取り上げるのは、なにも倫理的・道学的に、王應麟その他の人々が元朝と関係を持ったことについて論じようとするためではない。彼らはすでに地域社会において文名のあった人々であり、モンゴルの支配という現実と無関係にいるこ

とは不可能であった。また、逆にモンゴルにとっての江南支配という角度から見ても、こうした在地の知的指導者を取り込んでいくことは、政策として必要であったはずである。この文章で試みたのは、公的建造物の記文の撰述という営みを通じて、この時代の地域社会における士人の在り方の一面を明らかにし、元朝の江南支配と彼らとの関係をより具体化することであった。前掲論文で村上哲見氏が述べておられるように、この時代の江南の士人の間には、それぞれが元朝の官職を受けている受けていないに関係なく、相互の交流が存在していた。この論文においては、さらに進めて、元朝に出仕していない文人においても、地方官庁との結び付きが存在したことを明らかにしただけのことである。元朝との関係について、「仕えた仕えない」が、元朝の支配への抵抗、あるいは亡き宋朝への忠節を示すという解釈が、時代が降るにつれてより強くなり、それが道義の問題として取り上げられるようになったことについては、すでに村上氏が前掲論文で論じており、「式臣」といった考え方が強調されるのは、乾隆帝以後のことであると指摘されている。



## 工 袁桷と韓性

さて、王應麟が元貞二年、陳著が大徳元年、舒岳祥が大徳二年と、あい前後して死ぬ。ここでは次の世代の碑記の撰者として、袁桷について触れておきたい。彼は南宋の咸淳三年（一二六六）の生まれであるから、もはや生粋の元朝人と言ってよからう。ちなみに、没年は泰定四年（一二三二）であり、『元史』に立伝されている。<sup>26</sup>したがって、元朝への出仕の有無といったことはすでに問題とはならない。ただ前述の依頼する人と依頼される人との関係の検討の対象とはなる。彼の碑記についてこの点を見ておくことによって、王應麟等が公共建造物の碑記を依頼された背景を考える一助としたい。論文の最後に至大から泰定までの慶元の公共建造物の碑記の表を掲げたので参照していただきたい。

袁桷は、郵県の人で、二十歳過ぎで麗沢書院の山長を授けられたが受けず、大徳初めに翰林国史院検閲官に擢せられて以後は、泰定の初年に辞帰するまで翰林の官を遷転した。袁桷の碑記への執筆は、大徳一〇年（一二三〇）の

「郵県興造記」を例外として、延祐三年（一二三六）以降である。この間に至大二年（一二三〇）の倭寇による郵皇城の焼き討ちという事件があり、慶元路や郵県に関わる公共建造物の多くが炎上したことが、延祐、至正の二つの『四明志』の記事によって分かる。<sup>27</sup>それらの再建事業がおこなわれたことも、彼が多くの碑記を残したことに関係するかもしれない。彼の手になる碑記がとくに増えるのは、泰定二年以降であり、これは泰定初めに彼が翰林の官を辞して南帰したことによるのであろう。それから没年の泰定四年まではわずか三年であるが、この時期の碑記が十件あるのに対し、それ以前は四件であるから、いかに集中しているかが分かる。前翰林で土地の出身者というのは、たしかに記文の依頼先としては、最適の人物であったといえよう。<sup>28</sup>

視点を逆にして、袁桷の文集『清容居士集』巻一八から二〇に収められている記文をその対象によって整理してみるとどうなるか。公共建造物に関するかぎりは、慶元路およびそれに属する州県のものほとんどで、「建城県夫子廟堂記」（巻一八、建城県は河北）だけが例外である。ただし、その他の私的な建造物、例えば仏寺や道観、書斎な

どの記文になると、その対象となる建造物の所在は、かなり広範囲になる。このあたりが、個人的な交流の範囲から執筆を依頼し、あるいはされる関係と、地域における公的活動として撰文が行なわれるこれらの建造物の場合との差であると言えよう。

こうした傾向は、他の文人でも少なからず見られる。例えば、金華義烏の人で、やはり翰林の官を長く勤めた黄潛（二二七七—一三五七）の『金華黄先生文集』所収の碑記（卷八一—一五）を見ても、公的建造物については、「松漢県新学記」（卷一四）が福建に属するのを除けば、すべて両浙の範囲内である。

袁桷や黄潛は全国的にも著名な人物であるが、もう少し地域に根ざした人物として、ここでは慶元に近い紹興会稽県の韓性（一二六六—一三四一）の場合を見ておこう。韓性には、『元史』に伝があるほか（卷一九〇）、黄潛に「安陽韓先生墓誌銘」があるので（『金華黄先生文集』卷三二）、それを参照しつつ彼について略述すると、北宋の名臣として知られる韓琦の子孫で、朱子学の学統につながる人物であり、延祐の科挙再開の時には、四方の学者が教えを乞いに訪れたという。彼自身は、元朝から慶元にあった慈湖書

院の山長に任ぜられたが、命を受けただけで任には赴かなかった。石刻を見ても、「南鎮降香之記」（延祐七年、『越中金石記』卷一〇）で、「前慶元路慈湖書院山長」としている以外は、祖先の籍貫によって「安陽韓性」と名乗るだけである。彼は、筆者が知りえただけで九つの碑刻への撰文を残しているが、これらの石刻を見ていくと、紹興路学や会稽県学などの碑記があり、彼が公的な世界と関わりを断っていたわけではないことがわかる。墓誌銘によれば、当時の紹興路の総管達は路の政事について彼に「己を虚しくして咨訪」し、彼の方も、「従容として開導し」たという<sup>31</sup>。彼が、学界においてだけではなく、在地社会でも重んじられる存在であったことが分かる。ここにも、碑記がどういう人物に依頼されるのかということを考える材料がある。

## おわりに

以上、宋元交代期の慶元を対象として、公的な建造物の碑記の撰述を材料に、元朝江南の士大夫とそれを取り巻く社会との関係の一面を考えてみた。士大夫の関わる文章の

種類は多い。私的な碑記あるいは墓碑墓誌、書物の序文の依頼や執筆まで考えに入れれば、より広い人間関係の網の目の存在が見えてこよう。また、士大夫間の交流という点では、書簡の往来、詩文の応酬ということも除外しては考えられないことは、すでに村上氏が前掲論文で論じられているところであり、そこでは杭州とその周辺の文人達について、元朝への姿勢・立場を越えた交流関係が存在していたことが、具体的に述べられている。慶元においても、ここで取りあげた、陳著（本堂集）、戴表元（剡源集）、袁桷（清容居士集）などの文集を見ると、これまでに登場した人々に関連する詩文を少なからず見出すことができる。あるいは、孫善福の編んだ『戴剡源年譜』（上海商務印書館一九三六）を見れば、詩文の応酬を通じて戴表元と慶元を中心とした各地の文人達との交流の跡をたどることが可能であり、その範囲は、杭州、さらには北方の文人をも含めた交流関係にも及ぶであろう。また、上で紹介した韓性の墓誌銘には、「前代の遺老、王尚書應麟、兪御史浙の若き、文章大家の戴表元帥初は、往往行輩を折し、先生を以て忘年の交を為す」とあり、この論文で取り上げた碑記の撰者達においても、相互の交渉があったことを知ることができ

る。そうした追跡もまたこの論文で目指した問題の考察には有益であることは承知してはいるのであるが、ここでは力が及ばなかった。とくに、公と私の曖昧領域にあると言える祠廟や寺観の記文の場合を、今回は対象としなかったが、その場合依頼の範囲がさらに広がることは、袁桷の項で少し触れたとおりである。しかも、この論文で取り上げたような視点からの分析には史料の遍在性が不可欠であり、例えば、至元末年に王應麟と陳著以外の撰になる碑記が慶元になかったのではなく、現存しないだけであることは充分ありうるとしても、それについて知ることは現実には望めないものである以上、はたしてここで行なった検討が妥当なものかどうかという疑問も残る。そうした意味では、この論文が試論の域を越えないことは充分承知しつつも、士大夫達の「書く」という行為から彼らの社会との関わりを見ていこうとする筆者の視角がいくらかでも実現されていたとすれば幸いである。

#### 付記

本稿は、一九九八年九月に北京で開催された、「国際元代文化學術研討会」での発表のために用意したもの（中文）をもととし

ている。事情で論文を提出するのみで、会議当日には帰国せねばならなくなったが、学会に出席した知人の話では、閉会の挨拶の中で拙稿への言及があったとのことなので、受理されたものと理解している。学会への招請状には、論文集刊行の予定と書かれていたが、同じく閉会の辞では、論文集の刊行はなく適宜雑誌で公開していくとの発言がなされたことであつた。しかし、今日に至るまで拙稿に関しては連絡がないので、今回、平成十、十一年度科学研究費基盤研究C「石刻資料による元代知識人社会の研究」を支給されたのを機会に、あらためて内容についての検討と同研究費で収集した資料による補訂をおこない、その成果の一部として本誌に掲載させていただくこととした。

### 注

(1) 「ローカルエリート」という概念を簡単に紹介したものと  
して、小島毅氏の「家礼・淫祠・社学―地方官とローカル  
エリート」(森正夫編『旧中国における地域社会の特質』  
一九九四)がある。

(2) 濟南路教授李庭実をめぐって ― 碑文の撰者としての教官  
層― (谷川道雄編『中国士大夫階級と地域社会との関係に  
ついての総合的研究』一九八三)

(3) リストの碑記の出版について。

王應麟の文集は、生前には『深寧集』百巻があつたとい  
うが(宋史卷四三八王應麟伝)、早く散逸し、現在では、  
明の鄭真輯の『四明文獻集』五巻(四庫全書本では、陳朝  
輔同輯とする)と、清の葉熊輯の『深寧先生文鈔披餘編』  
三巻があり、ともに『四明叢書』に収められている。いず  
れも後代の輯本なので、見出し得たなるべく古い出典を付  
記した。その他の書物については、次の通り。

延祐四明志 『宋元地方志叢書』影印宋元四明六志本  
成化寧波郡志 『北京図書館古籍珍本叢刊二八』影印成  
化刊本

敬止録(明・高宇泰撰) 『北京図書館古籍珍本叢刊二  
八』影印鈔本

四明文獻考 『北京図書館古籍珍本叢刊二八』影印明鈔  
本

本堂集 影印文淵閣本四庫全書本  
剡源集、清容居士集 四部叢刊本

松郷集 元刊本

なお、これらの碑記は後の時代の地方志などにも引用さ  
れているが、ここでは撰者の文集、元明の地方志など、時  
代の近いものに限った。また、年代の比定は、主に張大昌  
の年譜にしたがった。

(4) 『剡源集』には、「代阮麟翁」と注記されている。阮麟翁  
については、『延祐四明志』卷二職官攷の慶元路総管府同  
知の項に、至元二十九年任とあるのみである。

(5) 以上の他に、『乾隆象山県志』卷一八金石に大徳五年邑人

- 周巽子撰「重修學校記」が著録され、巻五學校に抄録されている。県志の記事を見る限りでは、この碑記を大徳のものとした根拠は不明であり、表現上大徳より後のものと思われる節があるので、ここでは保留としたい。周巽子は同書には将作少監とあるが、他の文献には彼の名を見出せていない。それを信するならば、郷里出身の名士に依頼した碑記ということになる。また、公共の事業として見逃せないものに水利事業があるが、「延祐四明志」は、その種の記事が載せられていると思われる「河渠攷」のある、巻一〇、一一を欠いているため、関係碑記は収集できなかった。

(6) これらの人物の伝記については、次の資料がある。

王應麟 「宋史」巻四三八本伝

任士林 任叔実墓誌銘(『松雪斎文集』巻八)

戴表元 戴先生墓誌銘(『清容居士集』巻二八)

なお、陳著については、同時代のまとまった伝記は残っていないが、清の陸心源の『宋史翼』巻二五に伝記がある。また、王徳毅他編『宋人伝記資料索引』によれば、光緒刊本の『陳本堂文集』には、伝記や孫鏞撰の年譜が付されているとのことであるが、筆者の見ることのできた文淵閣本四庫全書影印本には無く、また胡水波著「陳著行実考」(『江期刊』二期 一九三四)も紹介されているが、これも未見。

- (7) 『人文科学研究所漢籍分類目録』における撰者の断代は、その人物が仕えた最後の王朝に区分することを原則としている。倉田淳之助「東方文化研究所漢籍分類目録解説」

(8) 『東方学報』京都一四冊一分冊 一九四三) 参照。

- (8) 宋亡、隱居山中二十余載、自号深寧老人、日事著述。其紀年但書甲子、以示不臣於元。

- (9) 慶元多故宋公相家、時翰林学士王公庇麟門不納客、公首尊礼開説、俾学者師事之。

- (10) 王應麟の年譜には、錢大昕、陳偉、張大昌、張恕の四人の手になるものがあり、前の三つは「四明叢書」に収められているが、順に内容が増補されている。張恕のものは未見。

- (11) 張大昌の年譜によれば、至元二四年に「広平書塾記」(至正四明志)、一五年に「赤城書堂記」(康熙台州府志)が編年されている。これらの書院との建設と地方官庁との関係が記文の中で言及されておらず、私塾的なものと考え、リストには挙げなかった。

- (12) 元代における士大夫と路州県学との関係については、牧野修三氏の「元代生員の学校生活」(愛媛大学法文学部論集文学科編 一三 一九七九)などの、「廟学典禮」を活用しての一連の論考や、大島立子氏の「元代の儒戸について」(『中嶋敏先生古稀記念論集下』 一九八一)を参照。なお、「廟学典禮」そのものについては、拙稿「廟学典禮」成立考」(『奈良史学』一〇 一九九二)参照。

- (13) 「東津橋記」には、東門の外にあった浮橋の東津橋が傷み、人命の被害も出ることを知った陳祥が橋の再建を決めたことについて、次のようにある。

濟南陳公祥咨諏民瘼、聞之嗟感慘怛。若己納之溝、更旧  
 図新、以身帥之。牧守掾屬協力競助、士庶風動、不約而

従。

(14) 「社稷壇記」には「於是耆老賤民、屬應麟為記以識」とある。

(15) 「慶元路重建儒学記」には、「二十八年冬、肅政廉訪副使陳公祥下車」とある。

なお、王徳毅他編『元人伝記資料索引』には、陳祥の資料として『至順鎮江志』のみが挙げられている。これは、卷一五の鎮江府路総管府治中の項に

陳祥 字君祥、汴梁人、至元一五年閏一月二六日至一七年二月二日代

とある記事であるが、本貫が異なるし、別人ではないかと思われる。

(16) 「奉化社稷壇記」には、「至元二十六年冬、襄貞丁侯濟為尹」とある。また、『成化寧波郡志』卷七職官攷には、「及尹奉化、興文教恤民情、衆務悉舉。凡公論所在、一判不動。至今民稱之曰丁相公判一字」と記され、出身地の『万曆高郵州志』卷八人物伝や『大明一統志』卷四六寧波府名宦にも、同様の記事がある。

(17) この他の碑記について見ても、「奉化重修泉治記」が、「至元二十九年八月前進士王應麟記」と結ぶほか、リストにある王應麟の書いた碑記のほとんどの文中に至元、元貞の年号が使用されている。

(18) 宋亡、隱居句章山中、不与世接、歎曰吾無復有可為者矣、教子猶吾職也。

また、『成化寧波府志』卷八の陳著の伝では、「晚歲隱居

奉川」とする。

(19) 「延祐四明志」卷八「奉化陞州記」によって引用すると

元貞改元、朝廷以諸県地広民稠者、升而州、中下其等、明之奉化為戸五万而贏、州為下、官視州設員七、明年月正元日、宣授達魯花赤察罕公、知州事李公炳、勅授同知星公榮、判官趙公秉、李公居安、省授吏目臧消、鄭元均、各以其職視事、既而以記屬余謂（以下に依頼の言葉が入るが略）と書かれている。

また、『本堂集』卷五一所収のものは、延祐志と部分的に表現を異にしており、「各以其職視事」の後には、「余与学宮諸生旅賀於庭、揖余而語之曰」の文句が入っている。このように石刻に基づいたと考えられる延祐志と文集所収の記文とが異なる場合、後者は撰者が集に収めるにあたって推敲をした結果である可能性が大きく、著者自身が地方衙門との関係を意識していたと言えよう。

(20) 『本堂集』卷五一「慶元路達魯花赤伊嚕通議德政記」と『成化寧波郡志』卷一〇「慶元路治中拜降奉議德政記」(『本堂集』卷五一では、目降に作る)がある。前者は、筆者の見ることができた『本堂集』が四庫全書本のため、清朝による文字の更改が行なわれているが、『延祐四明志』卷二職官攷に見える月列であろう。延祐志の記事に依れば、月列は至元三十一年一二月から大徳元年一二月まで、拜降は至元二十九年三月から元貞元年七月まで在任。また、『宋元四明六志』校勘記「余考」の「至元奉化県志」の項によれば、陳著は、丁済の依頼で任士林、舒津と奉化県志の編纂

に当たったという。

- (21) 陳観の伝記については、『清容居士集』巻二八「陳県尉墓誌銘」。

- (22) 邦人欲頌公之徳紀公之績、舎儒者其誰与、余不獲辞。

- (23) 『宋元学案』には、「宋亡、避地四明之奉化、与戴表元相友善」とあり、全祖望は「有宋の遺民なり」と書いている(巻五五水心学案下)。

- (24) 凡有籍于学者、皆得免徭役、士無科挙之累、務問学之実、郡歳貢一士、庶幾郷举里選之意、天下之士幸矣。

「寧海県学記」は、明の諸鐸が編んだ『赤城後集』(『北京図書館古籍珍本叢刊一—四』所収)の巻一にも所収。

- (25) 筆者は、かつて「元代前半期の碑刻に見える科挙制度用語(上)」(『奈良大学紀要』一一一九八二)において、前王朝の進士号が、新しい支配者である元朝の下でも意義を有したことを手がかりに、この問題について論じた。

- (26) 以下の袁桷の伝記については、蘇天爵「滋溪文稿」巻九「袁文清公墓誌銘」、および「元史」巻一七「本伝参照」。

- (27) 今、『延祐四明志』巻八城邑攷の記事から、この至大二年の倭寇の被害を受けた建造物を、抜き出してみると、浙東都元帥府、浙東海右道肅政廉訪司分司、万戸府、路総管府などの名をあげることができる。また、袁桷が碑記を書くことになったものとしては、郵泉治(肅政廉訪司の移動の為に建設)、郵泉学、司獄司などがある。

- (28) ただし、袁桷には文集『清容居士集』があり、また『延祐四明志』も彼の編になるものであるから、記文が残る条件

に恵まれていたとも言える。

- (29) 南鎮への降香は元室に関わるものなので、官名を付したのであろう。

- (30) 筆者が見ることができた韓性の撰になる碑記は次の通り

南鎮降香之記(延祐七) 『越中金石記』巻一〇

紹興路学重修大成殿記(至治元) 『越中金石記』巻八

紹興路至大報恩接待寺記(泰定元) 『越中金石記』巻八

八 \*袁桷書

南鎮廟置田記(泰定三) 『越中金石記』巻八 \*撰并書、袁桷題額

会稽儒学重建大成殿記(至順元) 『越中金石記』巻八

通濟橋記(至順三) 『乾隆餘姚県志』巻四

重修善政橋記(至順中) 『乾隆餘姚県志』巻四

重建餘姚州学宮記(後至元三) 『乾隆餘姚県志』巻一

三

重修朱太守廟記(後至元五) 『越中金石記』巻九

- (31) 張公昇、王公克敏、于公九思、前後為郡、皆良二千石。政

事有所未達、輒虚己咨訪、先生從容開導。

- (32) 前代遺老若王尚書應麟、兪御史浙、文章大家戴表元帥初、往往折行輩、以先生為忘年交。

附表 至大―泰定慶元碑記リスト

- 路学大成殿記 任仲高(至大三) 『延祐四明志』卷一三  
 浙東道都元帥府重建記 卓琰(皇慶元) 『延祐四明志』卷八  
 \* 至大四年慶元路学教授(『延祐四明志』卷一)  
 重建奉化公宇記 陳觀(皇慶二) 『延祐四明志』卷八  
 \* 陳觀は前出  
 路学修先聖廟記 袁桷(延祐三) 『清容居士集』卷一八、  
 『延祐四明志』卷一三  
 鄞県廟学記 袁桷(延祐三) 『兩浙金石志』卷一五、『清容居士集』卷一八  
 重建路医学記 袁桷(延祐三) 『清容居士集』卷一八、『延祐四明志』卷一四  
 鄞県廟学記 袁桷(延祐三) 『兩浙金石志』卷一五、『清容居士集』卷一八  
 居士集』卷一八  
 路学明倫堂記(仮題) 薛基(延祐四) 『敬止録』卷一五  
 \* 延祐三年慶元路儒学教授(『延祐四明志』卷一七)  
 奉化県学記 鄧文原(延祐七) 『至正四明志』卷七  
 \* 杭州人、延祐六年江東道肅政廉訪司僉事(『吳文正公集』卷三)所収神道碑  
 新建鄞尉庁記 袁桷(泰定二) 『清容居士集』卷一八、『至正四明志』卷三  
 慈溪県治興造記 袁桷(泰定二) 『清容居士集』卷一八、  
 『延祐四明志』卷八  
 重修定海県治記 袁桷(泰定二) 『清容居士集』卷一八、  
 『延祐四明志』卷八

- 定海県学蔵書記 袁桷(泰定二) 『清容居士集』卷一八、  
 『至正四明志』卷七  
 重修昌国学記 袁桷(泰定二) 『清容居士集』卷一八  
 新修司獄司記 袁桷(泰定三) 『清容居士集』卷一八  
 鄞県廟学興造記 袁桷(泰定三) 『清容居士集』卷一八  
 慈溪塩課津庁記 (泰定三) 『光緒慈溪県志』卷二  
 \* 鄭謙は不明  
 重建昌国医学記 袁桷(泰定三) 『清容居士集』卷一八、  
 『延祐四明志』卷一三  
 軫運塩司分司記 袁桷(泰定四) 『清容居士集』卷一九、  
 『延祐四明志』卷八  
 鄞県県治重建記 袁桷(泰定四) 『至正四明志』卷三  
 鄞県廟学阮文安公祠記 程端学(泰定) 『至正四明志』卷七  
 \* 鄞人、泰定元年進士、『元史』卷一九〇本伝